

## 告 示

### 埼玉県告示第九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人ニコニコ

#### 二 代表者の氏名

永島 謙三

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市三ヶ島三丁目千四百二十一番地

#### 四 当該特例認定の有効期間

令和六年二月二日から令和九年二月一日まで